

令和5年12月19日

令和5年度 岩国市 集落環境改善事業成果報告書

1 事業の目的

ツキノワグマの出没に対する集落の安心安全の確保と生産果樹被害を軽減させることを目的として、意欲ある自治会が放任果樹の伐採などの「生息地管理」や、生産果樹周囲への電気柵の設置などの「防護」といった集落環境改善事業に取り組み、ツキノワグマの出没軽減を図る。

2 事業対象

岩国市 南河内地域 大山自治会【別添1】

3 取組内容【別添2】

令和5年5月17日：自治会役員への事前事業説明・意向確認

令和5年8月8日：県の鳥獣被害防止対策アドバイザーによる集落事前調査

令和5年8月9日：自治会員向け事業説明会

県の鳥獣被害防止対策アドバイザーによる研修会

自治会員による環境改善の取り組みのための座談会

令和5年9月～12月中旬：ツキノワグマ出没最盛期

令和5年9月：生産果樹（栗畑）周囲への電気柵設置（各自）

令和5年10月2日：放任果樹（柿の木）の伐採（自治会）

令和5年12月下旬：市ホームページへ掲載し、取り組みを紹介

4 主催

岩国市 農林振興課

5 協賛

山口県 農林水産政策課

山口県 岩国農林水産事務所 企画振興室

6 鳥獣被害防止対策アドバイザー

(株) 野生動物保護管理事務所

7 取組状況写真

令和5年8月8日 県の鳥獣被害防止対策アドバイザーによる集落事前調査
(参考：伊房自治会内)



令和5年8月9日 自治会員向け事業説明会



令和5年8月9日 県の鳥獣被害防止対策アドバイザーによる研修会



令和5年8月9日 自治会員による環境改善の取り組みのための座談会



座談会で話し合われた今後の大山自治会の対策



令和5年9月 生産果樹（栗畑）周囲への電気柵設置（各自）





令和5年10月2日 放任果樹（柿の木）の伐採（自治会）







8 大山自治会内のツキノワグマの出没実績

(単位：回数)

年度	区分	5月	・・・	9月	10月	11月	12月	合計
令和3年度	出没					2		2
	捕獲						1	1
令和4年度	出没	1			1	1		3
	捕獲							0
令和5年度	出没					<u>2</u>		<u>2</u>
	捕獲							0

※市に報告があったもの

※出没・・・痕跡、目撃

※下線の出没回数・・・既に大山自治会内から転出してしまっている地権者（以下、転出者）の土地における出没

9 成果

令和5年度、岩国市内でのツキノワグマの出没回数は、過去最高であったにも関わらず、大山自治会内でツキノワグマの餌となる不要なものを無くす対策（放任果樹の伐採）と、ツキノワグマから必要なものを守る対策（生産果樹周囲への電気柵の設置）を行った結果、同自治会内での出没は無く、捕獲の必要性も生じず、対策の効果が認められた。（転出者の土地を除く。）

本事業により、大山自治会で対策を行った場所では、集落の安全性や農業の生産性が向上した。【別添3】

10 考察

大山自治会内では、これまで、放任果樹（柿の木）や生産果樹（栗の木）を狙ったツキノワグマの出没、被害が発生しており、令和3年度に捕獲を行った実績もあるが、令和5年度は本事業で出没軽減対策に取り組んだところ、自治会内で対策を行った場所では、出没が無く、捕獲の必要性も生じず、対策の効果が認められた。

しかし、転出者には、本事業における出没軽減対策の取り組みが伝わっておらず、当該転出者の土地にある放任果樹（柿の木）で出没が発生してしまい（下線の出没回数）、課題が残った。

転出者が所有する放任果樹への出没は、転出者の実生活に影響は無いものの、現在も近隣で生活する者へ不安や不快のみならず様々な負担を与え、生産果樹への誘因にもなるため、悪影響は周囲へ及んでしまう。

転出者の中には、近年、大山自治会でツキノワグマが出没していること自体を知らないケースもあったため、今後は、自治会内で転出者にも声をかけ、地権者各自が、地権者の責務として、協力して出没軽減対策に取り組む必要があると考える。

隣接する伊房自治会でも、大山自治会と同様に、これまでツキノワグマの出没、被害が発生しており、令和4年度に大山自治会と協力して捕獲を行った実績もあるが、今回、本事業と並行して出没軽減対策に取り組んだ結果、伊房自治会でも令和5年度は出没が無く、捕獲の必要性も生じず、同様に対策の効果が認められた。

令和5年度の南河内地域におけるツキノワグマの出没の特色として、これまで出没が確認されていた大山・伊房自治会では、出没が始まる前に本事業で対策に取り組んだ結果、出没は確認されなかった。（転出者の土地を除く）

しかし、これまで出没が確認されていなかった近隣の地区で、新たに出没が確認された。

これは、大山・伊房自治会で対策を行った結果、自治会内で餌となるものを得られる機会が減少したため、ツキノワグマにとっては両自治会へ出没する目的が無くなり、新たな餌を求めて、対策が行われていない地区へ移動し、行動を変化させたことが理由として考えられる。

11 今後の対策の進展

大山自治会で今後も対策を継続させていくこと、また、自治会内の新たな箇

所でも対策を行っていくことで、集落の更なる安全性の向上や農業の生産性の向上が期待できると考える。

また、近隣地区や南河内地域、市内全域へ対策が拡大していくと、対策を行った場所では出沒が減少し、そこでの生活の安全性の向上や農業の生産性の向上が期待出来ると考える。【別添4、5】

さらに、対策の結果、人の生活圏と動物の生息域との棲み分けが進展することにより、動物や自然との共生が図れると考える。

12 参考（伊房自治会）

伊房自治会は、事業対象ではなかったものの、令和4年度に大山自治会と協力して捕獲を行った経緯から、令和5年5月17日の大山自治会役員への事前事業説明時から同席していただき、本事業と並行して同様の環境改善の取り組みを実施した。【別添2】

伊房自治会のツキノワグマの出沒実績

(単位：回数)

年度	区分	5月	…	9月	10月	11月	12月	合計
令和3年度	出沒							0
	捕獲							0
令和4年度	出沒			2	1			3
	捕獲				1			1
令和5年度	出沒							0
	捕獲							0

※市に報告があったもの

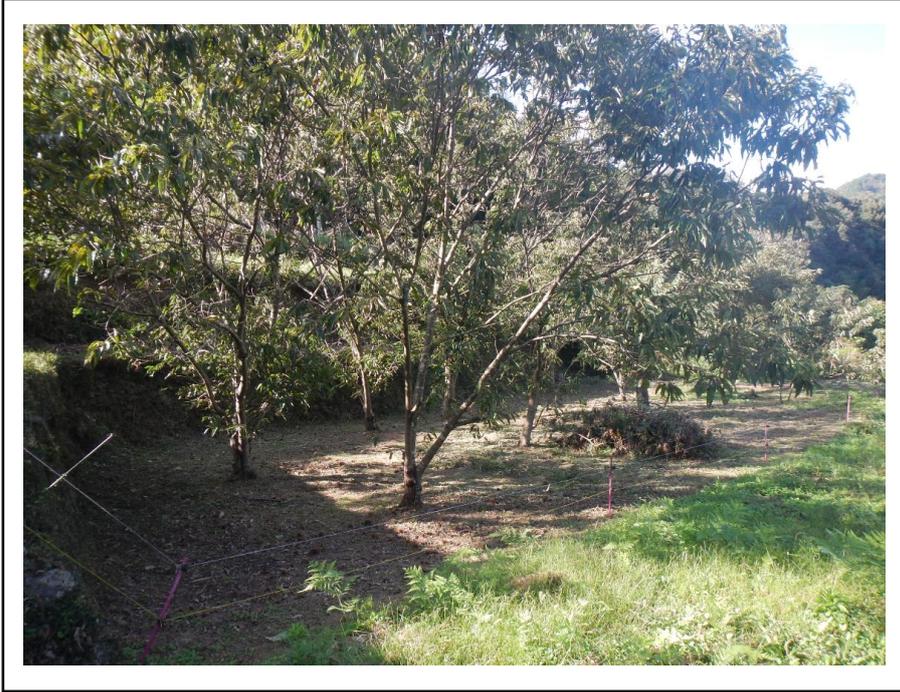
※出沒・・・痕跡、目撃

令和5年8月8日 県の鳥獣被害防止対策アドバイザーによる集落事前調査



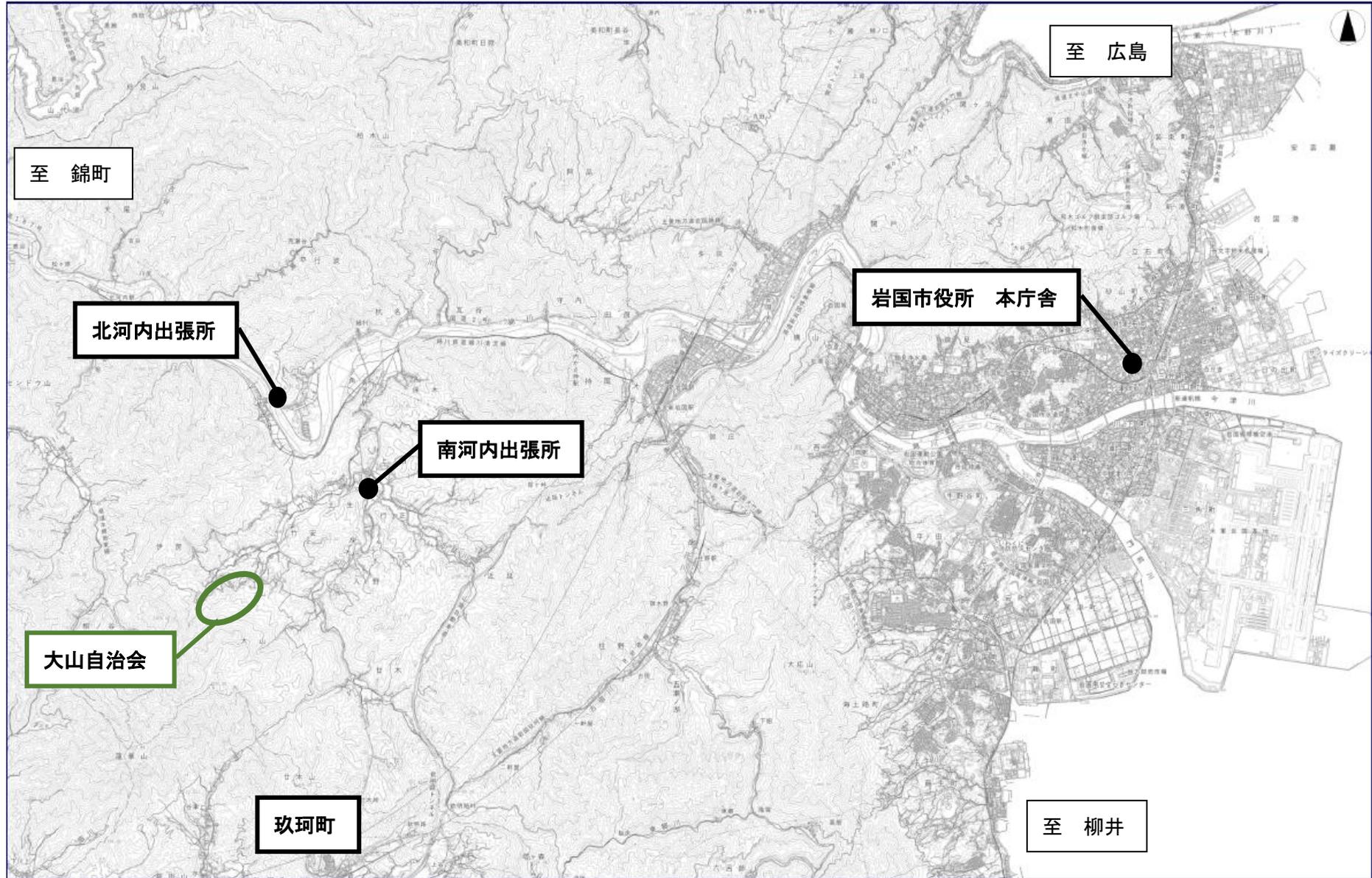
令和5年9月 生産果樹（栗畑）周囲への電気柵設置（各自）

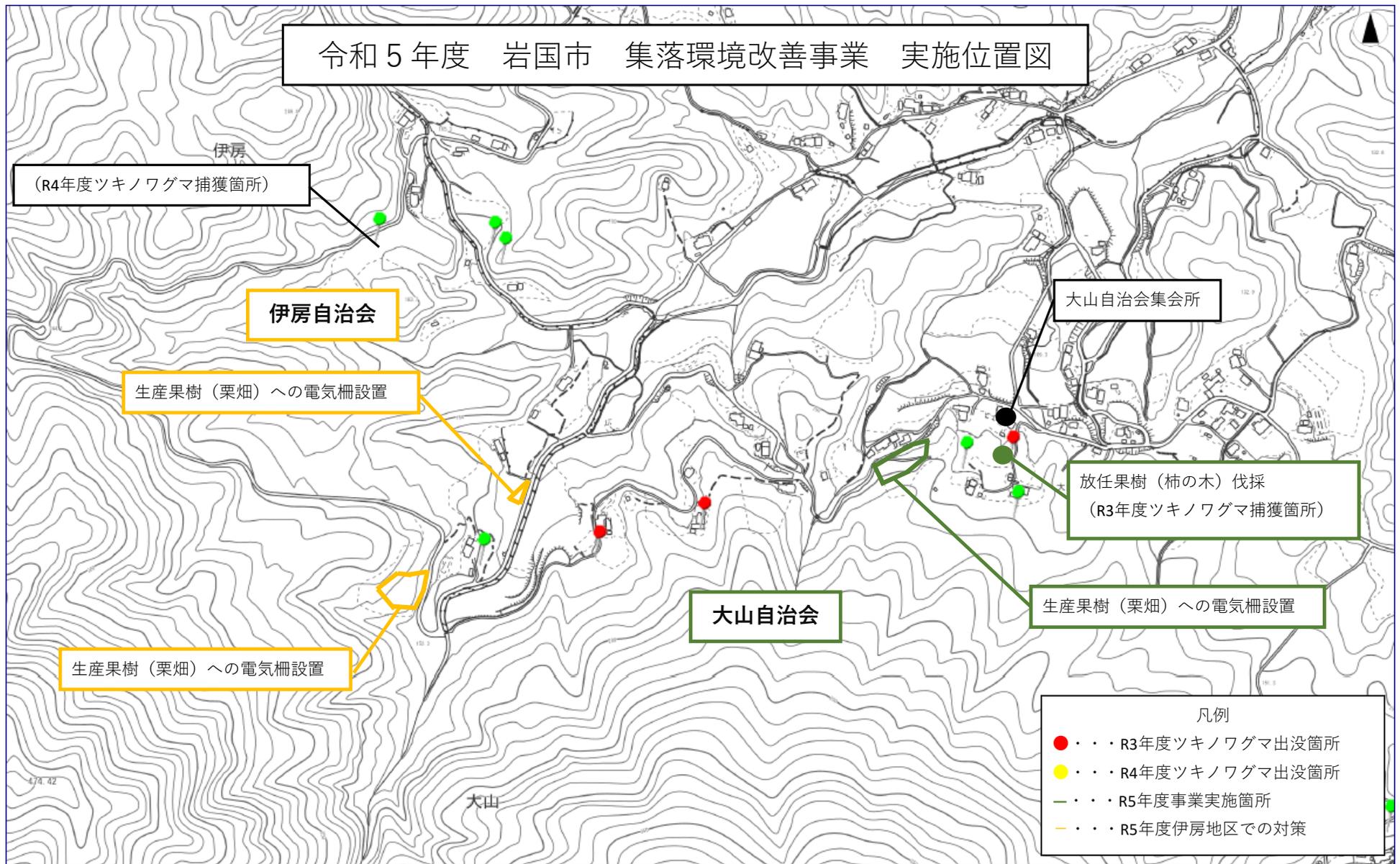




以上

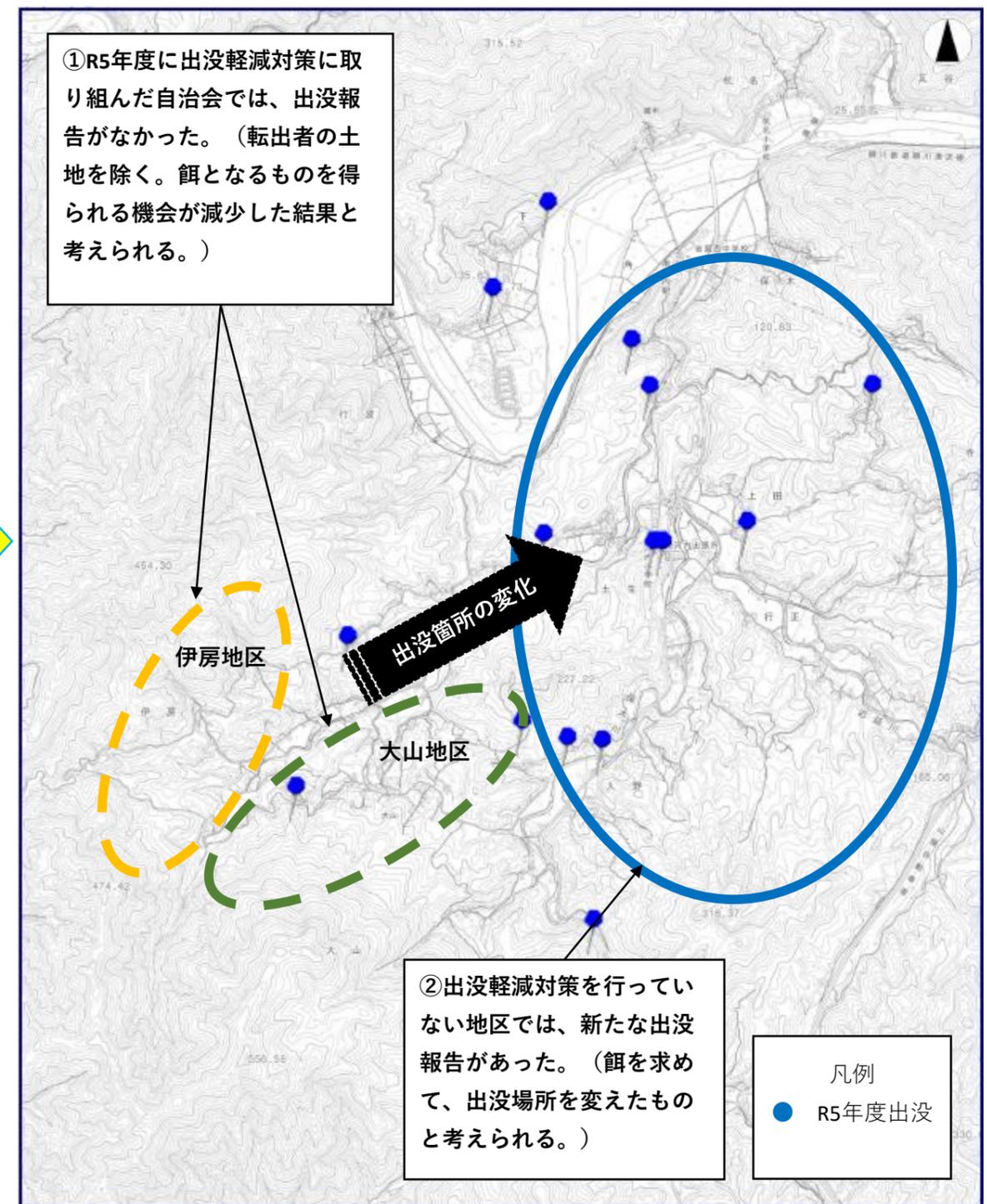
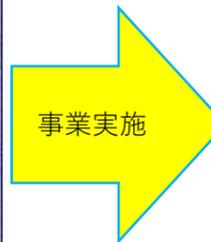
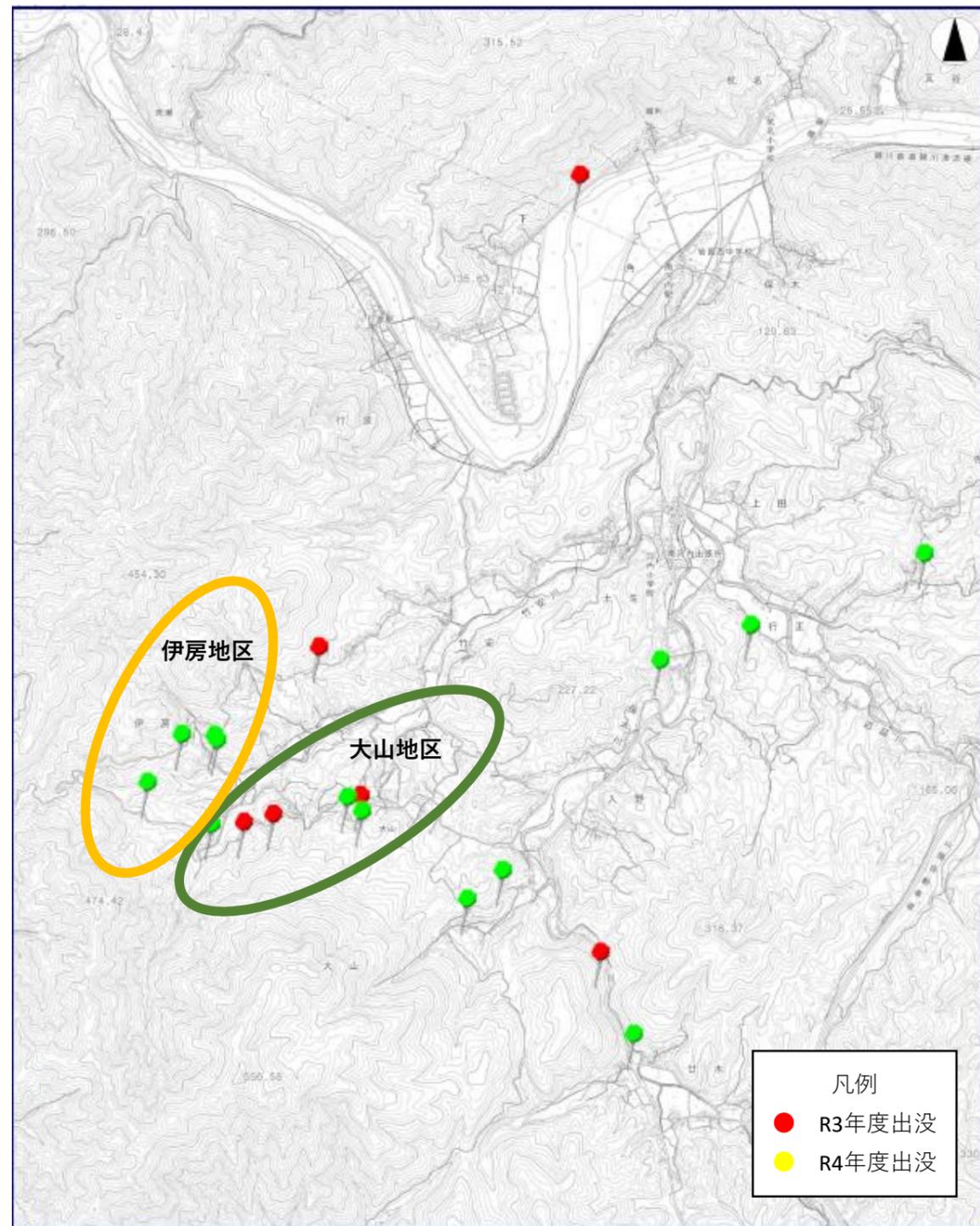
大山自治会 位置図



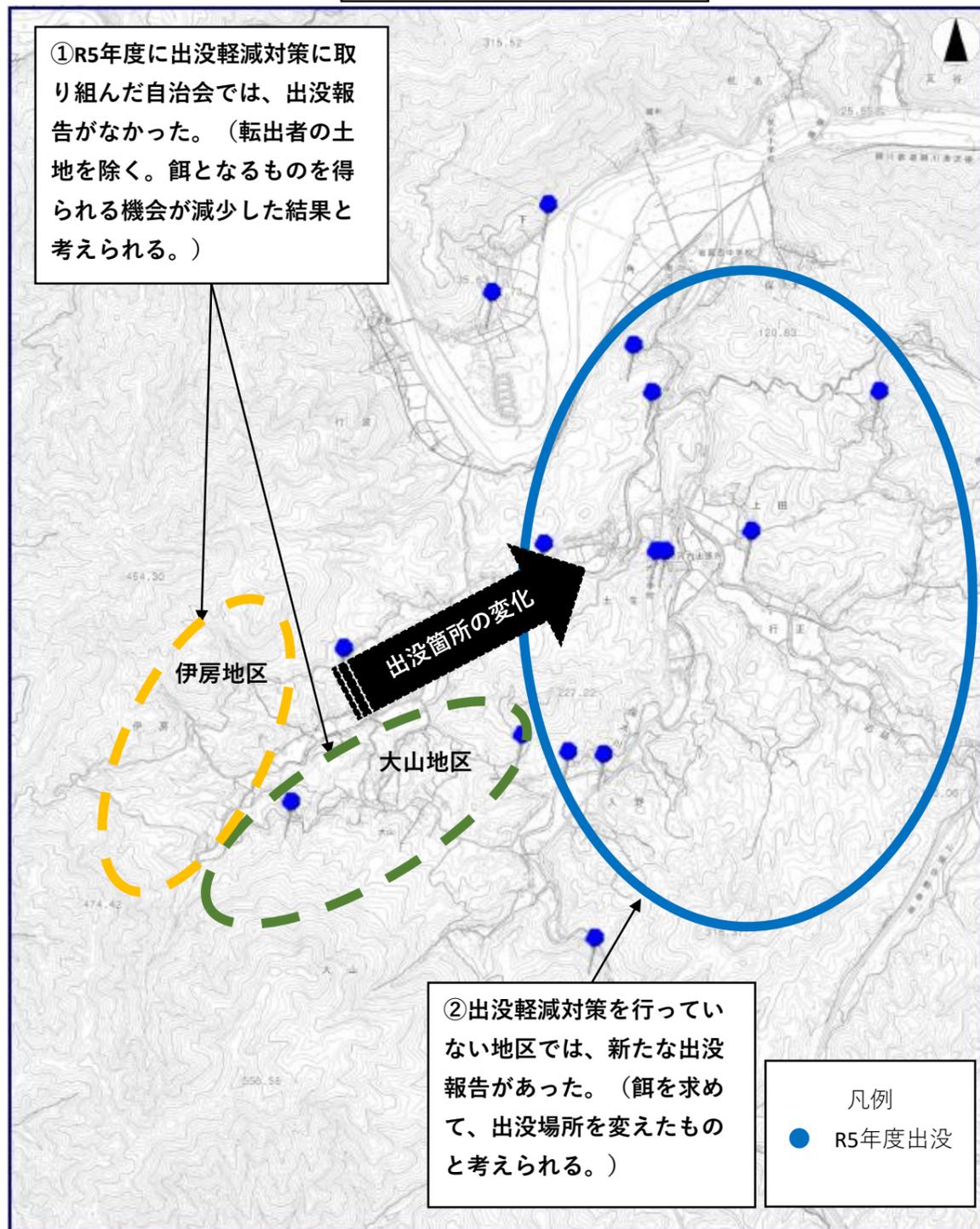


R3年度、R4年度事業実施前の出沒状況

R5年度事業実施後の出沒状況



R5年度事業実施後の出沒状況



近隣地区・南河内地域への対策の拡大

